

0.5t以上3t未満の

天井クレーン(ホイスト・モートルブロック)をご使用のお客様へ

有限会社 横田電機

電話(0577-33-0109)

e-mail:yokota07@air.ocn.ne.jp

日頃はホイスト・モートルブロックをご愛用頂き誠にありがとうございます。
安全にご使用頂けますよう下記ご確認くださいませようお願い申し上げます。

①労働基準監督署への設置報告はお済ですか？

0.5t以上3t未満のクレーン(ホイスト、モートルブロック)設置につきましては、クレーン等安全規則 第11条により労働基準監督署に設置報告書の提出が義務付けられています。
設置報告書の様式が必要な場合はご連絡ください。

②クレーン操作・玉掛け業務は資格のある方が行っていますか？

クレーン操作・玉掛け業務を行うには下記の資格が必要です。

運転操作者資格者の条件 (クレーン等安全規則第21、22条) ※0.5t以上5t未満の場合)	クレーン特別教育修了者 床上操作式クレーン運転技能講習修了者 床上運転式クレーン運転士免許所持者 クレーン運転士免許所持者 (上記のうちいずれかに該当する者)
玉掛け業務資格者の条件 (クレーン等安全規則第221条、222条) ※0.5t以上の場合)	職業訓練法にて訓練を受けた者 玉掛け技能講習修了者 (上記のうちいずれかに該当する者) ※玉掛け業務特別教育修了者は1t未満まで

資格取得についてのお問い合わせは 飛騨地区労働基準協会連合会(TEL32-2453)
又は、日本クレーン協会 岐阜支部(TEL058-322-5820)までお願いします。

③法令点検は定期的実施されていますか？

吊り上げ荷重が0.5t以上の電気ホイストや、電気チェーンブロックを使用するクレーンはクレーン等安全規則により定期点検(月例・年次)が義務付けられています。法令で定められた自主点検を怠った場合は50万以下の罰金を課せられることがあります。

(労働安全衛生法45条、120条、122条同施工令12条、15条)

☆弊社ではお客様に代わり定期自主検査教育修了者による年次検査を行っています。
点検報告書を作成し、日本クレーン協会発行の定期自主検査済証を貼付します。点検では異常個所の早期発見と適切なアドバイスをさせていただきます。
点検料につきましては、お客様の設備の種類・台数・設置場所によって異なりますので現地調査の上、御見積をさせていただきます。御見積は無料です。但し、年式やメーカーによっては対応できない場合があります。ご不明な点等お気軽にお問合せ下さい。